

第24回岩手県文化芸術振興審議会会議録

1 日時

平成29年8月31日（木）午後3時～午後4時50分

2 会場

エスポワールいわて 1階小会議室

3 出席者

(1) 委員

佐々木民夫会長、菅野洋樹副会長、板垣崇志委員、上田吹黄委員、木村敦子委員、小田島正明委員、齋藤桃子委員、坂田裕一委員、佐藤由紀男委員、柴田和子委員、渋澤久美委員、千葉真弓委員、本村健太委員、渡辺靖委員

(2) 県

上田文化スポーツ部長、泉文化スポーツ部副部長、中里文化振興課総括課長、澤田文化芸術担当課長、堤文化交流担当課長、佐藤主幹兼世界遺産担当課長、斎藤生涯学習文化財課文化財課長

4 報告事項

文化スポーツ関連事務の一元化及び強化について

5 議事

平成28年度における「岩手県文化芸術振興指針」実施結果について

6 その他

「文化芸術振興基本法」の一部改正について

7 会議の概要

1 開会

○中里文化振興課総括課長 ただいまから第24回岩手県文化芸術振興審議会を開催いたします。

私は、岩手県文化スポーツ部文化振興課総括課長の中里と申します。どうぞよろしくお願いいたします。議事までの間、便宜進行を務めさせていただきます。

本日まで出席いただいている委員は、委員総数16名のうち14名でございますので、定足数を満たしております。岩手県文化芸術振興基本条例第24条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

なお、中嶋委員、長坂委員は、ご都合によりご欠席の旨ご連絡をいただいておりますので、あわせて報告をさせていただきます。

2 文化スポーツ部長あいさつ

○中里文化振興課総括課長 それでは、開会に当たりまして、上田文化スポーツ部長からご挨拶を申し上げます。

○上田文化スポーツ部長 文化スポーツ部長の上田でございます。

第24回岩手県文化芸術振興審議会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方には、本県の文化振興施策の推進に当たり、日ごろから格別のご指導、ご協力をいただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

また、本日はご多用のところ本会議にご出席をいただきまして、心より感謝を申し上げます。

本県では、昨年復興のシンボルとして、「希望郷いわて国体・希望郷いわて大会」を開催いたしまして、成功のうちに終わることができました。これまで東日本大震災津波からの復興にご支援をいただいた多くの皆様に、感謝の想いをお伝えすることができましたことは、ひとえに皆様の多大なご支援、ご協力によるものであり、重ねて感謝を申し上げます。

県では、こうした国体・大会で培ったレガシーを継承するとともに、2年後に釜石市で

開催されるラグビーワールドカップ2019™や3年後の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、文化・スポーツの力を生かし、県民一人ひとりの個性と創造性が輝く地域づくりを進めるため、今年度新たに「文化スポーツ部」を設置したところであり、「岩手県文化芸術振興指針」の推進に向け積極的に取り組んでまいりますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願いをいたします。

本日は、平成28年度における「岩手県文化芸術振興指針」実施結果につきましてご報告を申し上げ、ご審議いただくこととしております。限られた時間ではございますが、委員の皆様におかれましては、さまざまな視点からの忌憚のないご意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

3 新任委員紹介

○中里文化振興課総括課長 続きまして、新任委員のご紹介をさせていただきます。

高橋隆委員のご退任に伴いまして、8月1日から本審議会の委員に就任されました、全国高等学校文化連盟会長で、岩手県立盛岡第四高等学校校長の小田島正明委員でございます。

○小田島正明委員 小田島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

4 報告事項

文化スポーツ関連事務の一元化及び強化について

○中里文化振興課総括課長 続きまして、報告事項及び議事に入りますが、条例第23条第2項の規定によりまして、会長が議長となることとなっておりますので、以後の進行は佐々木会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○佐々木民夫会長 佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

この会を始めますが、初めにお願いといたしましうか、お伝えしておきますが、現在の委員による審議会の開催、任期中は今回が最後となります。次第に6 その他とありますけれども、そのところで、今までは余り機会がなかったかもしれませんが、委員の方々お一人ずつから、岩手県のこれからの文化芸術振興についてのご意見を賜りたいと思ってお

りますので、その点お含みの上、どうぞ議事進行にご協力のほどお願いいたします。

それでは、次第によりまして会議を進めてまいります。

「4 報告事項」の文化スポーツ関連事務の一元化及び強化について、事務局より説明をお願いいたします。

○澤田文化芸術担当課長 岩手県文化スポーツ部文化振興課文化芸術担当課長の澤田でございます。この審議会の業務を担当させていただきまして3年目になります。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、お手元の資料の資料1、ページ数で申し上げまして1ページをごらんいただきたいと思っております。文化スポーツ関連事務の一元化及び強化についてということでご説明をさせていただきます。

まず、1番目の知事部局への一元化の背景ということで整備しておりますけれども、まず平成20年4月に国の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正がございました。また、平成25年12月には中央教育審議会の答申がございまして、これを受けまして、文化・スポーツに関する事務を地方公共団体の首長部局に一元化する自治体が増加しております。また、今年の希望郷いわて国体・希望郷いわて大会の成功を受けまして、競技力の向上や、全国の方々から評価されました伝統芸能などの文化芸術の力、あと国体・大会の成功を通じて得られました県民の自信や参画意識の高まりなど、国体・大会で培ったレガシーを次の世代につなげていくことが課題であると認識したところでございます。

こうしたことから、裏面の2ページの2番にありますとおり、これまで、知事部局及び教育委員会事務局で担当しておりました文化・スポーツに関する事務を今年度知事部局に一元化するとともに、当該事務を担う専担組織といたしまして「文化スポーツ部」を設置いたしました。

また、文化・スポーツの振興に係る市町村等との連携を強化するため、各広域振興局の経営企画部に文化スポーツ振興を担当する特命課長を配置したところでございます。

また、こういった文化・スポーツの振興にさらに取り組むことによりまして、個人の感性・創造性が発揮され、心のつながりを育み、多様性を理解し尊重し合える社会の形成を図っていきたい。また、地域コミュニティの活性化や観光振興をはじめとする経済分野への波及を図るなど、新たな需要や人の流れを創出し、復興とふるさと振興につなげていきたいと考えてございます。

なお、文化スポーツ部の設置に先立ちまして、岩手県文化芸術振興指針などの関係計画

等を踏まえまして、平成33年度までのおおむね5年間に県として戦略的に取り組む施策の方針といたしまして、本年3月に策定いたしました岩手県文化・スポーツ振興戦略を参考資料1として添付してございますので、後ほどご覧いただければと思います。

3番目の「文化スポーツ部」の組織体制でございますが、先ほどご挨拶申し上げた上田部長のもと副部長、それから課といたしまして文化スポーツ企画室、文化振興課、スポーツ振興課、ラグビーワールドカップ2019推進課の体制で業務を行っているところでございます。

次に、3ページ目でございますが、ここからは平成29年度におきます文化振興課の主な業務といたしまして、指針の柱ごとに(1)から(4)のとおり掲載させていただいております。このうち、まず(1)のところの、いわて文化芸術王国構築事業費のポツの3つ目のアートマネジメント研修の開催につきましては、参考資料7に詳しく掲載させていただいているところでございますし、また、国体・大会レガシー継承発展事業費のうちのポツの2つ目の県文化振興事業団への専門人材の配置につきましては、参考資料3で詳しく資料をつけさせていただいているところでございます。また、その下の訪日外国人向け伝統文化鑑賞・体験プログラム開発事業費につきましては、参考資料4、(2)のところでございます、いわてアール・ブリュット魅力発信事業費につきましては、参考資料5に詳しく掲載させていただいております。

また、予算事業ではございませんが、参考資料6、39ページでございますが、こちらに本県における「beyond2020プログラム」の認証手続ということで、7月下旬から東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラムの一つであります「beyond2020プログラム」の東北初の認証組織に本県がなりまして、県内に拠点をもつる団体等を対象とした認証申請の受け付けを開始した旨の資料、こちらも参考資料6ということでおつけしてございますので、後ほどお目通しいただければと思います。

5ページ目でございますが、29年度における県の文化芸術振興体制ということで、1番といたしまして文化振興課の主な分掌事務を掲載させていただいております。文化芸術担当と文化交流担当、世界遺産担当と3つの担当で構成されてございます。

2番目は、各広域振興局の特命課長の連絡先ですし、3番目は県内の4つの広域振興圏に配置しております文化芸術コーディネーターの連絡先についても掲載されておりますので、ご参照いただければと思います。

説明につきましては以上でございます。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。ただいまの報告事項のご説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。主として今年度から県のほうでも新たに組織体制が変わって、従来の文化振興事業をさらに精力的に進めていくということでの関連になったかと思えますけれども、何か委員の皆様からただいまの報告事項につきましてご発言等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。もし何か今のご報告の中でこの後の議事等の中で関連するのがありましたら、その場合にでもまたご発言の中に含めていただければと思いますので、ただいまの報告事項は以上で了解という形にしたいと思えます。

5 議 事

平成28年度における「岩手県文化芸術振興指針」実施結果について

○佐々木民夫会長 それでは次に、「5 議事」の平成28年度における「岩手県文化芸術振興指針」の実施結果について、事務局より説明をお願いいたします。

○澤田文化芸術担当課長 それではまず、お手元にごございます資料の参考資料2をご覧ください。34ページでございます。こちらをもとにまずご説明をさせていただきます。あとお手元に県の文化芸術振興指針の冊子をお配りさせていただいておりますので、後で適宜読んでいただければと思います。

まず、文化芸術振興指針、お手元にお配りしている冊子の指針におきましては、平成27年度から31年度までの5年間の目標設定期間の終了後の状態といたしまして、豊かさを感じ伝える國“いわて”の実現を目指すこととしておりまして、指針の46ページから47ページに記載されておりますとおり、4つの主な施策方向ごとに達成すべき合計20項目の目標を設定しております。この目標設定期間終了後にこの20項目の目標が達成されているか検証、総括することはもちろんですが、あらかじめ主な評価項目を定めることによりまして、期間途中においても随時執行状況の検証を行い、進捗状況が思わしくない項目に対する対策を臨機応変に講じていくべきとされております。

この随時検証、評価する項目といたしまして、この指針の48ページから50ページに記載されておりますとおり、4つの主な施策方向ごとに合計31の評価項目が設けられております。この31項目に係る評価方法につきまして、審議会でのこれまでの議論を踏まえ取りまとめたものがお手元の参考資料2、「岩手県文化芸術振興指針」実施効果の検証について

でございます。まず、お手元の参考資料2の34ページの1番の実施効果の検証を経まして、指針に掲げる評価項目ごとに、数値化のほか、事例等を織りまぜながら、数字のみによらない具体の動向把握に努めることとしております。

具体的には、指針に掲げる31の評価項目につきまして参考指標等を作成いたしまして、その内容を踏まえた進捗状況や課題等について総括的にまとめようとするものです。参考指標等の作成に当たりましては、箱枠の具体的な手順に記載のとおり、評価項目の内容別に分けて方針を整理しております。何々がふえているかなど、数量的な増減を問う項目につきましては、現実的に把握可能な範囲で数値化に努める一方、数値で捕捉し切れない内容がある場合は、代表的または特徴的な事例を挙げて補足することとしております。また、何々されているか、何々になっているかなど、状態を問う項目につきましては、代表的または特徴的な事例を挙げるほか、関連する数値指標等により内容把握に努めることとしております。

これら参考指標等を整備した上で、総括といたしまして4つの施策の方向ごとに進捗状況や課題等をまとめることとしております。

次に、裏面の35ページの2番の検証結果の反映についてご説明いたします。検証の結果、明らかになった課題や注力すべき事項について、県の事業執行及び予算編成の参考とするだけでなく、関係団体等と情報共有いたしまして、各活動主体の現場の活動に反映させていきたいと考えております。

箱枠のイメージ図にもありますとおり、県の文化芸術コーディネーターや県の芸術文化協会、県文化振興事業団との情報共有はもとより、県文化芸術コーディネーターを中心とする各広域振興圏の文化芸術活動支援ネットワークを通じた活動支援関係団体等との情報共有を通じまして、現場の活動等に反映させていきたいと考えております。また、反対に現場の活動状況等について、実施効果の検証の参考とするなど、全体として双方向に情報共有できる仕組みにしていきたいと考えております。

以上、参考2についてご説明させていただきました。

続きまして、資料2をごらんいただきたいと思います。6ページ目からになります。まず、資料の見方でございますが、主な施策方向ごとに1ページにおさまるように作成をしております。ページの下段には評価項目ごとにその動向をあらわす参考指標を掲載するよう努めておりますが、数値で処理し切れない場合は代表的または特徴的な事例を記載しております。また、ページ上段は総括、まとめとなっております。評価項目の概況には

下段の要約や個別の予算事業の取り組み状況等、特徴的なものや関連度の高いものの動向を記載しております。この評価項目の概況を踏まえまして課題を抽出するとともに、今後の方向性等にこれから注力していくべき事項を挙げ、施策方向ごとの総括、まとめとしております。

審議会におきましては、この上段の部分を中心に、事務局が取りまとめた検証結果につきまして、各委員が把握する実情や専門的な見地からのご意見等をお聞きしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、6ページの主な施策方向1、日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信について説明をいたします。

まず、下段におきまして参考指標や代表的または特徴的な事例としてそれぞれを記載しておりますが、この中で主なものといたしますと、ナンバー1のところ参考指標で丸の2つ目、「いわての文化情報大事典」Facebookフォロワー数ということで、27年度末で84件ございましたが、28年度末には123件ということで大幅に数字が伸びております。また、今年度も8月1日現在で既に145件となっております。順調にフォロワー数がふえているという状況でございます。また、ナンバー5の県ホームページ「いわて平泉 世界遺産情報局」の更新回数も、27年が32回に対して28年は38回ということで、こちらも更新回数をふやしてございます。

これらを踏まえました総括、まとめといたしまして、インターネット利用をはじめとするICT利活用が全世代的に浸透している中、本県においても行政情報誌、生活情報誌に加え、ホームページ、SNSなどで日常的に文化芸術に触れ、情報収集が図られているものの、多様な手段を活用した魅力ある文化芸術情報の発信は今後も重要であることから、ホームページやSNS、各種情報誌等を活用した文化芸術情報の発信強化に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、7ページ目の主な施策方向の2、文化芸術と県民との交流支援体制の整備についてご説明いたします。ここでは参考指標や代表的または特徴的な事例として、下の表のとおりそれぞれ掲載しておりますが、主なものといたしましてナンバー1の県文化芸術コーディネーターへの相談件数、27年度が280件でしたが、28年度は435件と大幅に数字が伸びてございます。

こういった状況を踏まえた総括、まとめといたしまして、県文化芸術コーディネーターへの相談件数は、着実に増加している。芸術祭や催事などによる発表や鑑賞の機会が継続

して確保されている。「いわて若者文化祭」や「いわてヤングフェスティバル」など、さまざまな分野で活動する若者が参加、発表するイベントが実施されている。平成27年度から新たにアートマネジメント研修を開催している。そういったことがございますが、県文化芸術コーディネーターの各圏域内への浸透が十分とは言えず、若者が参加、発表するイベント等も県央圏域に集中しており、また各地域において文化芸術に精通しマネジメントできる人材が不足していることから、県内の文化芸術関係機関、団体や県民などに対する県文化芸術コーディネーターの周知の徹底や、県内各地で開催されるイベント等への「いわて若者文化祭」出演者の派遣を図るなど、若者が参加、発表する場の県内各地での展開や、アートマネジメント研修の継続及び内容の充実を図っていきたいと考えております。

続きまして、8ページ目の主な施策方向の3、豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援についてご説明いたします。ここでは、参考指標や代表的または特徴的な事例として、下の表のとおりそれぞれ記載しておりますが、主なものといたしまして、ナンバー6のところを米印に記載しておりますが、県民俗芸能団体協議会から、震災以降、沿岸被災地の伝統芸能団体が県内外で発表する機会がふえているというような声が寄せられているところでございます。

これらを踏まえた総括、まとめといたしまして、次代を担う高校生などの文化活動や新進・若手芸術家の活動を支援することにより、人材が育成されている。また、東日本大震災津波により被災した活動団体に対する支援が着実に進み、活動再開につながっている。平泉などの世界遺産の価値・理念や適切な保存管理に対する理解や関心を高めることで、若い世代の郷土に対する誇りや愛着を醸成していることから、これらの取り組みを継続、拡充する方向で検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、9ページ目の主な施策方向の4、文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成についてご説明いたします。ここでは、参考指標や代表的または特徴的な事例として、下の表のとおりそれぞれ記載しておりますが、主なものといたしまして、ナンバー2にございます文化芸術活動支援ネットワーク会議の参加者数及び参加団体数、それが平成28年度で参加者数が延べ144人、参加団体数が95団体ということで、こちらの会につきましては平成28年度からスタートいたしまして、4つの広域振興圏で年2回、6カ所で開催をしております。各コーディネーターの司会進行のもと、各地域の文化芸術の振興に向けて活発な意見交換を行っているところでございます。今年度も既に6月から7月にかけて1回目の会議を開催したところでございます。また、ナンバー4のところ、文化芸

術施設の連携状況ということで、宮古市民文化会館、あと岩手町にあります森のアリーナ、こちらが連携いたしまして、地域創造の助成金を活用いたしました連携プログラム事業を実施したところでございます。また、6番の企業メセナの関係でございますと、丸の2つ目で文化イベントへの協賛ということで、昨年度、残花—1945さくら隊 園井恵子—という舞台、真如苑さんの協賛で県内外で5カ所、東京、岩手県内、あとは秋田の鹿角市ということで開催したところでございますが、こちらにつきましては作・演出を行った詩森ろばさんが昨年度の第51回紀伊国屋演劇賞の個人賞を受賞したということで、本県の文化芸術活動にとって非常に明るい話題をもたらしたところでございます。

こういった取り組みを踏まえた総括、まとめといたしまして、平成27年度から文化芸術活動支援ネットワーク会議を各圏域で開催し、文化芸術団体に加え、観光・教育など文化芸術団体以外の団体も参加して、情報共有が図られていることから、今後はネットワーク会議に参加する団体が相互に連携・協力し合う関係の構築に向け、県文化芸術コーディネーターを中心としたネットワーク運営の充実及び同コーディネーターの活動支援を図っていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして委員の皆様からご質問、ご意見等おありでしたらばよろしくお願ひいたします。4つの区分ごとで冒頭にあったように、前回、前々回からのこの審議会の中で、検証の場合、細かい数値だけでなくもう少し概括的にあるいは定性的なことも含めて見ていったほうが、よりよろしいのではないかとということ、意見を踏まえてのただいまの全体的な総括というか検証だったと思いますけれども、それぞれ委員の皆様の方からご質問、ご意見等ありましたらよろしくお願ひいたします。

上田委員、ではよろしくお願ひいたします。

○上田吹黄委員 意見というよりも感想ですが、資料の方策の1のホームページへの対応ということで、「いわての文化情報大事典」は、かつて見た内容よりもかなり最近充実してきたなという感想を持ちまして、やはり数値で見えてくる評価項目に対して、数値で見えないものをどうやって引き上げるかといったときに、この情報発信ということが役に立つのだなと思っています。また、非常に内容が広くて深いものですから大変な作業だと思いますが、より内容が充実し、掲載される中身が深くなっていくように、この方面は特に期待していきたいと思っていますので、お願ひいたします。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。6ページのところにある施策方向1番目のところで、これはかなり審議会の中でも情報発信と同時に「いわての文化情報大事典」のあり方、更新のことも含めているようなご意見をいただいたところですが、昨年度の結果について今上田委員からご発言がありました。板垣委員のほうで、では関連かもしれませんので、お願いいたします。

○板垣崇志委員 今の上田さんからお話のあった情報大事典についてなのですが、私も拝見しまして、すごく幅広い情報が緻密に収集されていて非常に労作だなと思って拝見しておりました。ある程度この情報が欲しいという狙いがついていての方にとっては、非常に運用しやすいものかなと思われま。カテゴリー別に情報が集約されていて、そのカテゴリーから入っていくと求めている情報にたどり着けるということで、一定以上の関心を持った方々の層には、恐らく活用のしがいがあるものではないかと思われま。

その一方で、より文化に関心を持つ方々の裾野を広げるという意味では、せっかく非常に豊かなデータですので、恐らくそういった活用のされ方をされたほうが間違いなくいいと思うのですが、この情報が欲しいというアプローチ以外のアプローチ、何かもっと別の入り口、例えばある高校生が岩手の漫画家について知りたいと思ったと。漫画について調べていたらその情報大事典に行き当たり、そこから漫画の情報を引き出せるわけですが、その際に、「何だろう、不思議なお面をつけたこの踊りは」というようなところから民俗芸能の分野の入り口に入っていったりですか。あるいは文化遺産の世界に触れたりとか。それは一つの例としてのイメージですが、この情報が欲しいという方がそこにたどり着いてそのまま出ていくという形ではなくて、もっとそこから。そうするとネットサーフィンって非常にうまく誘導されて、求めていた情報にアプローチしようと思ったのにどんどん、どんどん違う情報にアクセスしていったりしますが、そういったような情報の侵襲性と言ったらいいのか、一つの情報へのアプローチがほかの情報へのアプローチに広がっていくような、例えば一種の娯楽性ですとか、もっと視覚的に関心を引きつけるような仕掛けですとか、そういったものが加わっていくとさらに活用が広がるのではないかなと思います。この文化情報大事典の活用幅のようなものをもっともっと広げていくことができるのではないかなというふうに感じました。

恐らくその文化行政の課題全般に常に共通してある課題として、いかにして裾野を広げるかと、いかにして関心を持つ方々を広げていくかというのが恐らく全ての課題につきま

とうものではないかなと思います。そのような広がり、恐らくいろんな戦略が考えられるのではないかなと思います。こういった手法については、恐らく一般のマスメディアですとか、あるいは広告代理店のような企業さんが非常に強いノウハウを持っていらっしゃるかと思います。文化行政の中にそういった民間の力も取り入れることで、今までにないような強力な推進というものが可能になるのではないかなというふうに思って拝見しておりました。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。今後の課題の推進の中でも出てくるかと思いますが、何か今のご意見で、では関連して。

○本村健太委員 本当に一言だけなのですが、いわての文化情報大事典ということで、今までのご意見のようにたくさんの情報がまとめられていて、素晴らしいものに仕上がってきているということで、あとはたくさん見てもらうという、そういう手だてがさらにあるということだと思っております。この数字は確かにふえてはいるのですが、今後年度が増していくにつれて伸び率が下がっていくと思うのですね。だんだんふえる率が下がっていくといいますが、やはりその観点からもいかにこれまで以外の方々にも興味を持っていただける、アクセスしていただけるような手だてといえますか、もしかしたら文化、スポーツだけではなくてツーリズム、観光とか、あるいは産業とか、そういったいろんな観点での興味からいらしていただけることもあるかもしれませんので、いろんな連携をこれから考えていただければというふうに期待しています。ありがとうございます。

○佐々木民夫会長 本村委員、ありがとうございます。

ほかにもし、たまたま今文化情報大事典のところではいろんな意見出ていますけれども、もし同じような形でそちらに関するのありましたらば。

○洪澤久美委員 先ほど板垣委員からの意見で、裾野を広げるということはやはり課題かと思うのですが、8ページの学校教育における文化芸術鑑賞の機会というのが大事になってくるかなと私個人的には思っております、やはり小さいころに音楽ですとか、演劇ですとか、芸術に触れる機会というのを平等に持つていくためには学校単位で美術館に行ったり、ホールに行ったりという機会というのが必要になってくると思うのですね。私の市民文化ホールでもパイプオルガンの鑑賞教室というのをやっているのですが、やはり年々予算ですとか、あとは交通費がかかるという理由でちょっと少なくなってきているのが現状でして、その辺の支援などがあればもう少し行く機会などがふえていくかなと思っております。市町村でも恩恵等もあるかと思うのですが、その辺がも

う少し動いていければいいかなというのが今思っているところであります。

○佐々木民夫会長 渋澤委員、ありがとうございました。

それでは、ちょっと一区切りで今までのご意見に対して、事務局のほうからありましたらお願いいたします。

○澤田文化芸術担当課長 まず、いわての文化情報大事典につきましては、フェイスブックを活用するなど多くの情報発信に努めているところでございまして、掲載されているデータベース的な情報のほかに、新しい情報につきましてはフェイスブックのほうでより頻繁に流すように努めているところでございます。そういったところから、文化情報大事典への関心も高めていくような取り組みを今行っているところでございます。

また、文化情報大事典そのものにつきましては、現在リニューアルに向けた検討を開始したところでございまして、現在県庁内の関係課、観光セクションも含まれるのですけれども、さまざまな部署の方、文化情報大事典にかかわりのある課の方々、あとは県の文化芸術コーディネーターの方にも入っていただいて、ワーキンググループを立ち上げをして、どういった形でリニューアルを果たすべきか、どう内容を充実させていくかという検討を始めたところでございます。そういった議論の中に今日いただいたご意見を取り入れながら進めていきたいと考えております。

また、渋澤委員からお話がございました子供たちへの文化芸術の関心を高めていただくようにという要望でございしますが、県といたしましても各学校に芸術家の方々を派遣する事業であるとか、美術館等への見学する際のバスの補助とか、さまざま取り組みを行っているところでございます。実際に職員もそういった派遣の場に足を運んで、実際の実施状況も確認をしているところでございますが、非常に子供たちも生き生きと関心を持って文化芸術に触れているということで、そういったところから次のステップにつながっていくのではないかなと考えております。こういった事業については非常に重要な取り組みであると認識しておりまして、今後もさまざまなそういった充実を図るような政策について検討して実施していきたいと考えております。

○佐々木民夫会長 それでは、今の関連でまた意見があるかもしれませんが、時間の関係もありますので、それ以外で先ほどの4つの指針の実施結果についてのご意見等ありましたらお願いします。

坂田委員、どうぞ。

○坂田裕一委員 2点ほどあるのですが、これはどの方向になるのか、豊かな創造性の涵

養と文化芸術活動への支援になるのかなと思いつつ、私2年に1度ほどご質問させていただいているのですが、美術選奨と芸術選奨、先ごろ28年度の審査結果が発表になりましたけれども、大体何件申請があったというふうな、これは評価項目にはないのですね。実は私舞台芸術を専門にしているわけですが、最近ほとんど舞台芸術からの申請がないのですね。その方法について制度上の問題があるのではないかとということで、ご検討をお願いし、教育委員会時代も検討しましょうねということだったのですが、これがどうなっているのかなという、平成29年度の公募要項もまだ発表されていないようですので、ちょっとお知らせしていただきたい。

それから、もう一点ですが、企業メセナの関係、文化芸術活動への企業メセナがふえているかということで、最近震災以降は非常に企業メセナも衰退をしてきているという状況があります。私どもの団体でもサントリーの音楽振興基金であるとか、それから前はトヨタさんとか大きなところからいただいておりました。去年は真如苑さんから残花一1945さくら隊一をいただいて実施できたのですが、これと岩手県の文化振興基金との関係でちょっと付言したいところがあったのでお尋ねしたいと思います。

というのは、やはりうちが主催して若者の文化芸術活動を支援する企画でアート研修を4部門にわたって行ったのですが、そのときやはり真如苑さんから幾ばくかのお金をいただくということで話を進めてまいりましたが、文化振興基金さんからは、宗教団体からお金をもらっては対象外だというふうなご意見をいただいたのですね。この残花は国の芸術文化振興基金をいただいて、宗教団体からいただくことは一切構わないという、プロパガンダでなければ構わないということなのですが、この辺、県と国の考え方が不一致だ。これ審査会でそういうことになったというふうに県文化振興事業団さんからお話をいただいているのですが、何がプロパガンダで何が本当の協賛なのかということ誰がどのように判断するのかという、震災以降岩手県も、それから沿岸市町村もいろんな団体、宗教団体からご支援をいただいているような活動をしてきています。それを否定されるのかなというのがちょっと疑問点だったのですね。これは県の方針としてそうなのか、文化振興事業団さんの方針なのかというのをちょっと、ここをはっきりさせたほうが、これからの我々のメセナ活動をする上でも大切な要件になるのではないかなというふうに思っています。

以上です。

○佐々木民夫会長 時間の関係もありますが、今お答えいただく前に、ほかで柴田委員でしたか、質問とご意見と受けてから、その上でまとめてというか、では柴田委員、お願い

いたします。

○柴田和子委員 恐れ入ります。7ページのナンバー1の県の文化芸術コーディネーターの活動実績のことですね。今日ちょうど坂田さんがいらしているので、非常に相談件数がふえているということで、好ましい状況になっておりますけれども、その中でお受けになった特に興味の引いた相談というのがあったのか、どういう傾向の相談なのかというのを1つお聞きしたいと思います。

それから、8ページの3番目の新進・若手芸術家のところ、先ほど渋澤委員もおっしゃっておられましたけれども、県内ととてもすばらしい若い方々が世界に羽ばたいていらっしゃるという、その情報がいろいろ入ってまいりまして、それは個人でいろいろお勉強して、世界に進出していらっしゃるという方が多いのですね。それが高校のサポートとか、高文祭とか、何かそういったもので県でサポートしていらっしゃるというのをもっともっと広げて、例えば就学前の子供たちのサポートとか、そういったものがもっと具体的に盛り込まれていたらいいのではないかなという、そういう考えをいつも持っております。市町村で取り組んでいるところも見受けられます。葛巻町では就学前の5歳児に全町パイオリンを買い与え指導しているという、非常に画期的なことを行っているのですけれども、そういった市町村がふえてくればよろしいと思います。また市町村単位ではなくて県としてもそういう就学前の子供たちの、三つ子の魂百までと言いますので、小さいころからの文化芸術に触れてもらう機会を与えるといったところの取り組みを、もう少し手厚くやっていただけたらいいなと思いますが、その辺のところをお願いします。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。ほかの委員の方々もいろいろと意見等おありかと思いますが、後のほうでまた別に述べていただく機会もあります。今お二人から4件についてご意見というか、今後のことも含めて、個別具体的なことであると同時に県の文化振興全体の中で捉えて考えていただければと思いますけれども、まず坂田委員からは美術選奨、芸術選奨というものと舞台芸術というか、そこらあたりの仕分けと同時にあり方みたいなものについてお答えできるのがあればお答えいただきたいです。

もう一つは、企業メセナと、いわばその関連では補助金の扱いにおける各種団体といましようか、団体の位置づけみたいなのはどういう形で見られているのかなという、今後のことでも大事になってくるかと思っておりますけれども、その2点についてまずお答えいただければと思います。

○澤田文化芸術担当課長 まず、芸術選奨、美術選奨についてでございますが、芸術選奨

につきましては、例年秋口ぐらいに募集要項を定めまして広く募集をして、自己推薦という形でご応募いただいて、それを選考委員会で選考いたしまして選ぶと。今年につきましては、手元に細かい資料がないのですけれども、たしか5名ほどの方からご応募いただいて、2名の方が選考されたという状況でございます。あと美術選奨につきましては、各選考委員に1年間の活動状況を把握していただいて、その中でこれはと思う方々を推薦いただいてその中で選考するというので、今年度につきましては5名の方が選ばれたところでございます。来年の表彰に向けた準備もこれから進めていきたいと考えておりまして、より多くの方々にご応募いただけるように、今年文化スポーツ部に移管したことに伴いまして、よりこの賞も強化していくということで、これまで教育長表彰だったのですけれども、今年度から知事表彰に改めたところでございます。制度もより充実させていくと、同時にPRも行っていったって、より多くの方にご応募いただけるようにしていきたいと考えているところでございます。

あと企業メセナの関係とか振興基金につきましては、県の文化振興事業団のほうで管理をしておりまして、そちらのほうで募集、あとは審査、審査については昨年度までは県の教育委員会のほうが入っております。今年度からは当課のほうで審査に加わる形で行っております。坂田委員からお話のあった件につきましては、昨年度の話だということでお聞きしております。ちょっと詳細については把握しておらないのですけれども、いずれ基金、助成事業につきましても、より多くの文化芸術団体活動の活発化に資するものにしていきたいと考えておりまして、今年度その内容の見直しについても検討していきたいなと思っております。文化振興事業団のほうとも相談しながら、いろいろ検討していきたいなと思っております。そういったときに国とか県の助成制度のあり方も参考にしながら、いろいろ検討していければなというふうに考えております。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。

では、次の柴田委員のご意見では1件目のコーディネーターへの相談事業について、あるいは坂田委員のほうより詳しいかもしれませんが、それからあとは就学前のことも含めてさまざまな意味での個人のではなくてサポート体制みたいなものについてですけれども、まずでは件数が出ている坂田委員のほうから簡単に、相談内容で特徴的なものみたいなもの、ご苦労いただいているものがありましたら。

○坂田裕一委員 相談内容は地域によってそれぞればらばらなのですが、私個人が受けるものは結構やっぱりお金の問題が多いです。こういう活動をしたいのだけれども、補助金

はどこかあるのでしょうかというのが多いということと、こういう事業をやりたいのだけれども、どこが支えてくれるのでしょうかという、要するにプロデュースなりコーディネーター、コーディネーターというか、こんな企画があるのだけれども、それを何とか支えてほしい。それから、人材、人を探してほしい、こういうことをやりたいのだけれども、こういう人がいないだろうかというふうな、この3つが多いようです。だから、その相談によって、ただ名前を教えて済む場合と、結局どこにも、最近演劇とか、音楽とか、美術とかという固定的なジャンルではなくて、それがいろいろ組み合わせさせた事業を行いたいという人が多いので、そういった方々を、では何々団体がここだったらやってくれるよとかというところがなかなか見つからずに、コーディネーター自身がちょっと事務局のお手伝いをするということがふえております。ちょっとそういう意味では、アートマネジメントできる団体なり組織あるいは人が多く出てこないといけないのかなというふうな感じで思っています。また、そのための財源の問題ですね。

以上です。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。坂田委員におかれては、引き続きどうぞよろしく申し上げます。

もう一件のほうの就学前のことを含めて、個人ではなくてさまざまな形での支援ということについてはいかがですか。

○澤田文化芸術担当課長 その前に、今の坂田委員のご説明にちょっと若干補足させていただきたいと思います。いろいろお問い合わせの中で補助金の関係の問い合わせが多いと、アートマネジメントできる人材の話ということがございましたけれども、そういったことも踏まえまして、県のほうでは一昨年度からアートマネジメント研修を開催しております。県内の文化芸術に携わる方々にそういったコーディネーターとかマネジメントできるような技量を身につけてもらおうということで、県外の方を講師としてお招きをして研修をしているところでございます。

あと一昨年のアートマネジメント研修、あと昨年度のネットワーク会議、そちらのほうでは補助金の申請の仕方といいますか、こういった補助金が見えるよとか、そういった補助金申請に係る情報提供も県南圏域のコーディネーターの方に講師として県内各地に参加していただいて、説明する機会も設けさせていただいたところでございます。そういったこともやりながら、ふだんの問い合わせに十分対応できるような取り組みを行っていききたいなと思っているところでございます。

あと柴田委員からお話がありました就学前の子供たちへの取り組みでございますが、県の取り組みの中では今の芸術家派遣事業というものを震災復興事業絡みで、国の助成事業を使って行っておるのですけれども、主に小学校、中学校等を対象に行っておるのですけれども、その中で保育園とか、幼稚園とか、そういった就学前の子供たちも対象とした芸術家派遣を行っておりまして、数はそれほど多くはないのですけれども、そういった取り組みを行っているところでございます。先ほどご説明いたしました、子供たちに文化芸術に関心を持っていただいて、ふだんの生活の一部として身近なところで感じていただく。中にはそれをさらに才能を伸ばしてプロの道へ行くという方々も出てくるかと思うのですけれども、そういった幅広い選択肢が円滑にできるような、そういったサポートも県のほうでもこれからいろいろ考えていければというふうに思っているところでございます。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。まだあるかもしれませんが、後でまたお話しいただくことにしまして、ただいまの議事につきましてはここでひとまずとめておいて、次のほうに移りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

6 その他

「文化芸術振興基本法」の一部改正について

○佐々木民夫会長 次に、「6. その他」の「文化芸術振興基本法」の一部改正について、事務局より説明をお願いいたします。

○澤田文化芸術担当課長 それでは、資料3、10ページ目をご覧くださいと思います。既にご承知の方もおられるかもしれませんが、本年6月に文化芸術振興基本法が大幅に改正となりました。国の文化振興施策、大きな転換点に差しかかっているのかなと思っ
ているところでございます。本年の6月に公布・施行されまして、(1)の目的にござい
ますとおり、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産
業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むということ。あと文化芸術に
より生み出されるさまざまな価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること。こう
いったことを目的に大きく改正されたものでございます。

その背景ということで(2)に記載されておりますけれども、まず1つは、総合的な文
化芸術施策の展開がより一層求められている状況であるということ。あともう一つ

は、2020年のオリンピック・パラリンピック競技大会は、文化芸術の新たな価値を世界へ発信・創出する好機であると、こういった背景、認識が国のほうにございまして、大幅な改正になったというところでございます。

(3)でも改正の概要ということで簡単に記載させていただいておりますけれども、まず法律の名称が「文化芸術振興基本法」から「文化芸術基本法」に改まっております。振興という文字がとれました。これは、1の(1)の目的のアのところにあり、文化芸術の振興だけではなくて、観光とかまちづくりとか、そういったところにも力を入れていくのだということで振興という文字を取ったというものでございます。

主なもので、ウの(ア)と(イ)のところでございますが、従来の法律では「文化芸術の振興に関する基本的な方針」というものを国のほうで策定していたのですが、より内容を充実させた「文化芸術推進基本計画」を国のほうで定めなければならないというふうにされております。これに基づいて既に国のほうでは、今年度から来年度にかけてその基本計画を策定するというところで策定作業に取りかかったところでございます。次が本県にも関係するところでございますが、地方公共団体は、同計画を参酌して、その地方の実情に即した「地方文化芸術推進基本計画」を定めるよう努めるものとしたということで、努力義務で地方版の基本計画を定めるということが盛り込まれております。

エのところは、基本的施策の拡充ということで、食文化であるとか、障害者の支援とか、そういったものが追加されてございます。

あともう一つ、大きな法律が制定されようとしてございまして、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」ということで、その法律案のイメージについては裏面の11ページに記載されておるのでございますけれども、障害者の方々の文化芸術活動についてもきちんと法律化しようということで、超党派の国会議員の議員連盟のほうで現在制定に向けた準備を進めているという状況でございます。国のほうに確認したところ、法律案については既に各党の中で十分検討されて、ほぼ固まっていると。あとは次の国会に上げて制定する状況であるというような話を聞いております。この中でまだ法律の案文については明らかになっておりませんので、このイメージ図でのみの情報しか把握できておらないのですが、基本的な施策につきまして国のほうで基本計画で具体化すると。これは先ほどの文化芸術基本法に盛り込まれているのと同じような形で国のほうで基本計画をつくると。地方公共団体につきましては、同じように地方版の基本計画を策定すると、これが努力義務になるのではないかとこのように考えられております。

こういったことから2つの法律、一部改正、あとは新たな制定、これを踏まえまして地方版の基本計画を策定することが努力義務ということでまた出てくるだろう。こういったことを踏まえまして、今後県のほうにおきましてもこれらの動きを踏まえて、文化芸術振興基本条例の改正であるとか、文化芸術振興指針の改定などにも取り組む必要があるものと考えております。具体的なスケジュールについては、この国の障害者の法律の制定の時期や内容も見ながら今後スケジュールについても詰めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。今後の国の出方ということも見ながらということですが、ただいまのご説明に対して今段階でぜひ聞いておきたいというようなことがございますでしょうか。

坂田委員、お願いします。

○坂田裕一委員 法が施行されて間もないのでこれからだと思うのですが、法の第2条の基本理念のところ8項と10項が新設されているのですね。これ極めて重要なことが書かれているというふうに思っています。8が文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等文化芸術活動を行う団体、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるように配慮されなければならない。それから、10が文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出されるさまざまな価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。というのが、この2つが新設されております。

これを考えるときに、県の文化スポーツ部に移管されたというのは大変好ましいことかなというふうに思っておりますが、それだけでなくより以上に文化芸術の価値を他の分野、まちづくり等にも生かす努力を求められるものかなというふうに考えています。そういうふうなものを背景として、地方文化芸術推進基本計画を定めるように努力しなさいというふうになっているのだろうなというふうに思います。さらに、これの追記で、この計画をつくるときには、そのつくる団体の教育委員会の意見を求めるというふうにも書いています。とかく知事部局とか市町村長部局に文化芸術が移管すると、どうしても今度は、教育委員会は文化関係ないよというふうになりがちになってくる。ただ、文化芸術は社会教

育であるとか、幼児教育であるとか、児童生徒への文化教育というものの基盤があつてはじめて大人の芸術文化が花開くという部分もありますので、そういった部分をより大切にしなければいけないというふうなことがあるというふうに思うのですね。ぜひこの分野について国の計画ができてから県の計画なのかなと思いつつも、先行されているんな議論をしていくということが必要ではないかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。ほかの委員さんもお意見をいただければと思います。

以上です。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。国の文化芸術基本法というところで、項目の中に従来ではなかったものが追加されているので、今後の動きの中だけでも、県のほうでつくっていく場合にもさまざまな視点、多角的な形で考えていただきたいという、貴重なご提言かと思えますけれども、今の段階で何かその辺の見通しというか、何かございましたらば。

○澤田文化芸術担当課長 まずは条例の改正に着手をしまして、それを経た後、今度基本計画の策定という流れになるのかなと思っております。この過程では、審議会の委員の皆様のご意見もお聞きする機会も当然設けていくことになるのかなと思っております。いずれ詳しいスケジュールリングについては、これから考えていきたいと思っております。そのスケジュールリングを経た後、各委員の皆様にもいろいろご相談をしていきたいと考えております。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。この後委員の皆様方から、短い時間ですけれども少し話していただきますので、その中で今坂田委員からも皆さんの、委員の方々のご意見ということもありましたけれども、今後のまさに岩手県の文化芸術の振興を考える上での大事なことかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまの文化芸術振興基本法の一部改正等につきましては、今の報告を受けて今後のことを審議会としては考えながら進めていくということで県のほうにお預けしたいと思っております。ありがとうございます。

以上でこちらからの議題としては終わりますが、冒頭申し上げましたように委員の在任中はこれが最後でございますので、今お話にもありましたように今後の岩手県文化芸術振興に対してのお考え、あるいは日ごろ感じているところ、将来に向けてのご提言等、恐れ入りますけれども、お一人2分ぐらいの時間を見ていただいておりますので、どうぞ進行にご協力の上、よろしくお願いいたします。

それでは、私の右側から板垣委員のほうからぜひお願いいたします。

○板垣崇志委員 3点ほどです。

コーディネーターの活用に関してですけれども、やはり文化情報大事典と類似した視点になりますけれども、これですと例えば県のホームページのほうに、こういったご相談に応じますというようなことが箇条書きで書かれているのですけれども、コーディネーターに相談することによってどういった問題とか課題が解決するのかですとか、どういったことが新たに実現するかというようなことを、具体的にイメージが浮かびやすいような情報発信というものも必要かなというふうに感じました。ジャパネットたかたの高田社長は、商品を紹介するときに商品説明でなくて、それが家にあるとどうということが起こるかという説明から入るというような、それが非常に重要なことだというふうに言われましたけれども、そういったような視点というのが発信に加わるというのかなというふうに思いました。

もう一点は、障害者の芸術活動の推進ということが今後本格的に動き出すということですから、私の職業的にかかわっている分野でもあるのですが、現在既に始まっている事業ですとかでも、例えば私の職場のるんびにい美術館のほうに県ですとか、あと広域振興局のほうからもさまざまな協力要請というのが来ております。現時点ではこういった事業に連携して対応できるような、例えば法人ですとか事業体というものが本当に点として、例えばもうるんびにい美術館という1点しかないとか、あるいはきららアート協会という任意団体がありますけれども、こちらも常時機能しているというわけではなくて、イベントによって機能する、期間限定でそれぞれの職を持った方々が臨時で動くというようなものです。ですので、こういった機にしっかり民間のその現場サイドのほうで連携をとって対応していくためには、何かしら協議会的な、面としてその動きを受けとめるような機能が形成されないとちょっと今後難しいだろうなというふうに感じております。これはもう事業が動き出しておりますので、かなり逼迫した課題点であるというふうに考えています。これについては本当に早急に具体的な解決策というのを見出していかなければならないところだと思っております。

最後に、1点、文化行政全般にかかわることとして、今年三陸国際芸術祭という民俗舞踊の祭典が種差海岸で開かれましたけれども、その統括をしていらっしゃる方とお話した際に、なかなか文化の裾野というのが広がっていかない要因というのは何だろうというようなお話をしまして、やはり一つにはそれは死生観というものが恐らくかかわっているだろうというような話になりました。ヨーロッパですとやはり宗教と芸術というのはずっ

と一体のものとして、その始まりから現在に至るまで一貫して伝わっておりますけれども、日本にあっては宗教と密接であった文化芸術というのは一つの支流として今もありますけれども、やはり明治期にヨーロッパから入ってきた文化というのが文化芸術の代名詞的なものとしてあると。そうしますと、いわゆる人間が死んだ後私ってどうなるのだろうという問いと切実に結びついているという状況ではない芸術文化であるという、そこが恐らく日本の文化に対するその広がりにくさというところなのではないかなというふうに感じるというお話をしてきました。宗教的なその問いというのも、現代では生きるのに忙し過ぎて深められる機会がないというようなことで、そういった根深い状況というのがその文化の裾野の広がりや壁になっているのではないかなというふうに感じております。

以上です。すみません、長くなりました。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。

では、上田委員、お願いいたします。

○上田吹黄委員 議題にまだこだわっているのですけれども、「文化芸術振興基本法」が「振興」が抜けて「文化芸術基本法」になってしまうということで危惧したのは、地方の振興ということに重きを置くその傾向が薄れてしまうのかなというふうな気がして、地方の文化を守っていくという面では、どのように文化行政に対する国の方向性が変わってくるのかなと危惧を持ったのですが、ぜひ岩手県がこれから「地方文化芸術推進基本計画」を立てられるということで、やはり地方としての暮らし文化の基盤というものを大事にしていただきたいなということを申し上げます。

それから、先ほどの議題の中での話を振り返ってみますと、幾つか児童への文化支援であるとか復興支援とかというような話も出ていると思うのですが、数値的に資料1を見ますと、被災地児童生徒文化芸術支援事業費というのが平成28年から29年、比較すると3,800万から800万という感じに激減していますし、郷土芸能復興支援というのも2,500万から1,000万というふう激減しているという現状があって、項目としてはうちのほうでこういった支援を行うということはお話いただいているのですが、現実に予算としては縮小しているというところが本当はどうなのかなと。もはや復興支援から予算を引いていってもいいのかという、現状をどう読んでおられるのかなというのが気になっています。やはり数値化されにくい部分ですけれども、地方の文化の基盤を大事にしていくということがその地方を元気にしていく、被災した地域を元気にしていくということにつながっていきますので、今この法律の改正ということもあって、スポーツに重きを置いたスポーツと一

体化した、一元化したというスタイルも目の前にオリンピックとパラリンピックとありますので、それも必要なことかとは思いますが、その陰にあって非常に地味ではあるのですが、暮らし文化、地域の地域芸能とか、そういったものの復興といったことをないがしろにしないということが、やはり地方としては大事だろうというふうに思っています。

私が自分の職業柄、建築というものに従事している立場からは住まうという、暮らし文化ということと接点を持っておりますが、結局「暮らし文化」をいかに形づくっていくかというときに、地域の環境と共生して、地域の資源を活用して、地域の技術を継承していきこうというような形で、地域と一体となって地域に元気をつけるということで、生産活動も行われていくという形が本当の地域の文化を守っていくことにつながるだろうというふうに思いますので、地味ですけれども、地方の文化の価値の発掘ということに重きを置いていただきたいと思っております。

先ほどの「いわての文化情報大事典」ですか、その裾野を広げるということも大事かと思うのですが、一つ一つの文化のその発掘といいますか、もともとあったものの発掘ということ、価値の発掘ということを十分にやっていかなければ、今まで持っていた地方の力というのが廃れていく、失われていくということになると思いますので、やはり地道な調査、研究、データベースの作成といったことをしっかりやって、それを裏づけとして裾野を広げて、その情報発信の窓口につなげていくということをやっていただきたいなというふうに感じております。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。皆さんいろいろご意見おありだと思いますが、時間のこともどうぞお気になさっていただいて、菅野委員、お願いいたします。

○菅野洋樹委員 1点だけ。県内の文化芸術団体と、その若い世代といいますか、児童生徒も含めた、幼稚園、保育所も含めたそのつながりをより強めていきたいなと思っております。それはそれぞれの施設と文化芸術団体のマッチング、それからあとはいろんな支援も含めて、将来の岩手の文化芸術を担う担い手であるであろう若い世代をどう県内の文化芸術団体とマッチングした上で育てていくのかというのが、一つのこれからの課題なのかなと思います。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。

では、木村委員、お願いいたします。

○木村敦子委員 1つ要望を申し上げますと、他委員とちょっと重複するかもしれませんが、いわての文化情報大事典ホームページのリニューアルを検討されているという

ことは非常に喜ばしいことかなと思って伺っておりました。ただ、心配なのは、裾野を広げるとか、見せ方の部分ばかりを考えないで、まず1次情報をどう集めるか、いかに正確なデータベースをそろえていくか、そこをまず第一に考えていただければな、と思いました。公式の県のホームページということで、正確な情報が載っていないとホームページ自体の信用がどんどん落ちていってしまう。結果、訪問者が減っていくということにもなりかねませんので、まずは、どういうホームページのデザインにするか、並べ方にするかなどの表向きだけではなく、情報をどう集めるのか、データベースをきちんと精査しているかどうかというところをちゃんと採点するようなコンペ方式を考えていただければなと思います。

以上です。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。

では、小田島委員、お願いいたします。

○小田島正明委員 高校現場の立場からお話しさせていただきます。2点。

1点目は、方向の3のところに記載していただいております評価指標3のところにあるものですが、セミナーサポートについて記載がございます。これは、県からお金をいただいて部活動をしている高校生が優秀な指導者を招聘して部活動の振興といいましょうか、技量を高めるという事業でございます。その評価項目のところではちょっと気になるのですが、新たに活動しているものがあらわれているかというものがあります。部活動でその技量を高めている、文化系に限らず体育系でもそうだと思うのですが、あくまでも部活動の延長線ということですので、芸術活動としてなるとまた違ったその参考指標が必要になるのかとも思っております。これが1点。

もう一点は、学校現場で言いますと、体育会系、文化系と大きく2つあるのですが、マスコミの取り上げられ方がどうしても体育会系のほうが厚くなっていると感じます。高体連では34部門だったでしょうか、高文連、私どものほうでは21の専門部がございます。部門数も少ないというのもあるのですが、ただその取り上げられ方が非常に差があるなというように感じております。文化部で、一生懸命頑張っている子供たちがなかなか日の目を見ないと、一生懸命こちらからもマスコミに情報提供はしているのですが、その取り上げられ方が低いなというふうには今でも感じているところでございます。この辺を何とかしていきたいと我々も思っておりますが、何かご支援をいただければなとも思っております。

以上でございます。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。

続きまして、齋藤委員、お願いいたします。

○齋藤桃子委員 町立の美術館に勤めております。その観点から2点お話ししたいことがあります。

まず、1つは評価指針、ページで言うと6ページの8で県立博物館、県立美術館の数値が拾われておりますけれども、これについては多分観覧者、入館チケットの販売の数もとになっていると思います。当館でも同じようにそういった数字を拾って、そういったチケットの販売による受付でのカウントの数値が拾われますけれども、最近美術館も博物館もイベント、ナイトミュージアムをやったり、アウトリーチの活動をしたりと、チケット数にあらわれない数字が随分出ていると思います。博物館の数字が拾えたのでちょっと記録してきたのですけれども、例えば平成28年、県立博物館4万4,968人となっておりますけれども、これのほかに普及参加で2万2,836人、移動展の人数で657人、利用者の総数で言うと6万8,461人という数字が記録として出ております。美術館のほうも同じように拾う数字があると思います。当館でもそうなのですけれども、チケットの販売数だけでない利用者全体の像というのを捉える必要があるのではないかなというふうに思っています。

それから、もう一つは、県で取り組んでいらっしゃっていた位置情報を使ったスマートフォンのゲームの活用についてなのですが、当館は彫刻の作品がたくさんありまして、位置情報のそのゲームの中でたくさん登録されているものがありましたので、おもしろく思っていて今後どうなるかなというふうなところを興味を持って見てきたところですが、昨年の集大成のようなフォーラムがあった後トーンダウンしてきているのかなというふうに思っておりまして、この重点施策3の中にポップカルチャーなどの取り組みの推進というのもありまして、位置情報のゲームだけではありませんけれども、こういったゲームの活用などをしながら美術館にも親しんでもらいたいと、私個人としては思っておりますし、観光にも使えるなというふうに思っております。どうぞトーンダウンせずに、今後何か計画があればいいなというふうに思っております。

以上です。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。

それでは、向かいに行きますか、すみませんが、それでは渡辺委員のほうからお願いします。

○渡辺靖委員 私は岩手県在住でもないので、余り詳しく内情で話はできないのですけれ

ども、ただ外部から資料を拝見させていただいた点からいうと、多くの方が指摘されてきましたけれども、フェイスブックのフォロワー数が150とかというのはかなり相当やばいなと思います。慶応大学だけで2万ぐらいは多分います。そして、県立の美術館とか博物館の場合4万なのか、あるいは今おっしゃった話だと6万、7万ぐらいといっても相当低いなというのが私の偽らざる印象です。他県と比較するというのが必ずしも岩手はないのかもしれませんが、本当に内輪だけで閉じこめるのではないように、少し厳しく捉えたこういう数字ではないかなと思います。一方で、岩手県、今回スポーツというのも加わったということで、ある意味裾野が広がったわけですので、岩手出身でいろんな著名人の方もたくさんいらっしゃると思います。西武の菊池雄星さんとか、多分彼ブログとかもしているかもしれませんが、フォロワーが多分50万、100万とかあると思うので、アクセス数があると思うので、そういった人たちに少しいわば協力してもらって、プロモーションビューのほうから出てくるという、かなり抜本的な対応が必要ではないかなというふうに思っています。

その一方で、今回ここにありますが、文化・スポーツ振興戦略というのは結構そのフォーカスもしっかりしていて、よくできているなというふうに思いました。その詳細についてはコメント控えますけれども、ただ私は外から見ていると岩手県と申しますか、民俗芸能の宝庫というイメージは県のブランドから確かにすごいなと思います。それで、当初この委員を拝命したときには、岩手県というのは言ってみれば震災復興からどれだけ復興したかという、震災復興に成功したかというモデルケースのようなものを文化の面でも示していくことができれば、それは岩手県だけではなくて東京とか、いわば世界からも注目を浴びて、そしてそのことがまた岩手でいろいろ活動されている方のよい刺激になるのではないかなというふうに思っていたわけですが、今後はしばらくこの文化・スポーツ振興戦略ということで、この5年ぐらいはやっていかれることには何の異議もないですけれども、ただ少しもうちょっと長期的なスパンで、20年、30年後ぐらいの少し長期的な文化戦略というのも練られるといいのではないかなと思います。これはある程度人口動態、人口構成とか産業構造の変化というのは、ある程度予測が付きやすいこともあります。

そう考えると、もしかすると岩手県のこの文化政策の一つの柱というの、震災復興の具体的な、そう長続きはするものではないと思うので、むしろこれからは注目されるというのは、やはり超高齢化社会における何か風土タイプと申しますか、非常に先端的なモデルケースを岩手県というのを出して、その中において文化・スポーツというのがどういう働

きを担っていけるかということに対して、とても立派なプランと実際の活動があるというのが外へ向けた訴求力というのを図っていくにはとても重要だというふうに思います。その点からいくと、例えば今回のこの振興戦略の中でもライフステージごとにどうあるべきかというのを掲げていますけれども、ここに掲げていることは正直誰でも書けることなので、余り戦略的なものでないと思いますけれども、その中でもう少し今後20年後、30年後ぐらいの、必ずしも平成時代の社会モデルを前提にできないところもありますので、それも含めて戦略を練っていくということが必要かなというふうに思います。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。

続いて、本村委員、お願いいたします。

○本村健太委員 私、昨年度から人文社会科学部の芸術文化専修プログラムということで学生たちを指導しているのですが、その研究室でも地域の課題を取り上げて地域貢献活動を学生たちと毎年テーマを変えてやっているところです。昨年度にもお話ししたと思いますが、教育学部にかつて特美と言われた美術の教員養成として地域にたくさんの人材を輩出した課程がありました。それを芸術文化課程に改組して教育学部の中でやってきたのですが、それではいけないということで文科省から指導がありまして、教育学部のほうに美術教員の養成の少人数を残して、人文社会科学部のほうに美術・デザイン関連の学生を移動しました。それで、地域の活動をこれからどんどん学生たちもやっていってもらいたいという願いですが、いろんな地域課題に関するいろんな講習会とか、ワークショップとか、そういった機会をうちの学生たちだけでなく産業技術短大や専門学校とかいろいろありますので、学生たちへのいろんな施策もあれば、より人材育成によっていい面が生まれていくのではないかな、地域課題に関して取り組むことができるのではないかなというふうに思っております。

それから、高校生の段階から芸術文化に興味があり、それから地域にも興味があるという生徒さんにはぜひ、うちでは、美術と書道で13名の推薦入試をやっております。平均が4.0の成績で美術あるいは書道の成績がいい生徒さんは各校2名ずつご推薦いただけますので、ぜひ県内でもよろしくお願いいたします。

それから、もう本当に一言なのですが、予算というのが年々どこでも縮小していく中で、例えばレーダーチャートとかいろんな観点で見て、数値が高ければ円に近づいていくわけなのですが、お金がないのでどんどん、どんどん小さい円になっていってしまうということで、小さい円になっていいのかなという、そういうところもありまし

て、岩手県の強みを把握して、とがっている部分、四角でも三角形でも、とがっている部分があると、そこが強みになって何か他県にも勝っているところが今後出ていくのではないかなと、そういう期待もしております。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。

では、千葉委員、お願いいたします。

○千葉真弓委員 北上市の公立文化施設で芸術文化の主に普及啓発に携わっておりますので、その観点からお話しさせていただきたいのですけれども、年に2回文化芸術活動支援ネットワーク会議に参加させていただいております。そこでは参加団体さんがNPOですとか、あとは文化施設の担当者、市の担当者さんなどいろいろな関係者の方が参加されています。これは今まで余りなかったことで、ぜひこの場を活用しながらネットワーク構築していかなければならないなと、これからになるのですけれども、そう思っております。我々公立文化施設の担当員は岩手県内、大分人も少ないですし、資金も限られた中で5年ぐらい前からネットワークをつくりながら助成金を申請したりですとか、地域の演奏家を活動支援するというものをつくってきてはおりますけれども、もっとやはりいろんなところ、いろんな団体、関係団体ですとか、ほかの分野に広げていかなければいけないなというところで、やはり文化芸術コーディネーターさんの力をお借りしながらやっていかなければなと思っております。

それで、8ページの2なのですけれども、学校とも連携をしながらいろんなことをやっております。文化庁の芸術家派遣事業という項目がちょっと目についたのですけれども、これが平成28年度にふえて15校になっておりますが、そのうち9校が北上市で実施しています、そのとき学校と連携をしたのですけれども、とにかく書類が多くて学校の先生が手をつけられる分量ではないというところがあります。芸術家との交渉、それから資金面も計算もしなければいけない、文化庁に報告もしなければいけないと、本当に大変な、それをこちらで協力しながら進めたのですけれども、そのように学校も教育における文化芸術鑑賞の機会をふやそうとすると先生に負担がかかってしまうので、ぜひそれを助ける何かの仕組みが欲しいなと思っております。これをコーディネーターさんをお願いできるというなと思いつつ、ただ負担が大変大きくなるので、ぜひふやして増員するのか、もう少し予算を確保していただくとか、そういったことでネットワークをつくりながらもっと現場の鑑賞の機会ですとか、そういったものをふやしていければいいなと思っております。できれば今後娯楽にとどまらない芸術文化が生活の中において核になるような方向性

を向いて現場で事業を実施していけたらなと思っております。

以上です。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。

では、洪澤委員、お願いいたします。

○洪澤久美委員 今の千葉委員の考えと大体同じなのですが、先ほど坂田委員からありました教育委員会との連携というのが大事になってくるのかなという学校現場と、あるいは美術館などとの、そういうことを今後またこの改正したということで考えていただければいいかなというふうに思います。そして、文化芸術団体と他の分野の団体による協働というの、いろんな人に興味を持ってもらうということで大事になってくるかなと思います。気軽にまずは触れていただくというのも大事かなと思いますので、イベントとかそういうところでの岩手のアピールにもなるかなと思うのですが、そういうところで発信など積極的にされていくと文化の裾野も広がっていくのかなというふうに感じております。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。

柴田委員、お願いいたします。

○柴田和子委員 私は、一貫して文化芸術イコール人づくりというふうに理解しております。これは、主に小さい子供、それから学生の教育だけではなくて生涯を通しての人づくりということで理解しております。本日ここにたくさんいろいろなチラシ、パンフレットがございますが、当岩手県芸術文化協会が一番関係しておりますのがこのワインレッドの秋らしいパンフレットなのですが、岩手芸術祭というものがございまして、これが今年70回という節目を迎えます。昭和22年に全国で先駆けて岩手、それから宇都宮が一番早い取り組みだったのですね。こういったことは県民の方、結構ご存じないと思うのですね。岩手というのは、いち早く戦後の荒廃した世の中の復興に芸術文化ということに着眼した先人の皆様の気概を70年も続けて芸術祭を開催してきたことは素晴らしいことと思います。震災のときに開催を危ぶまれましたけれども、当然でございますが、県の助成金はこのときはいただけませんでしたので、手弁当で会場を縮小して本当に絶やさずその場をつないできたという経緯もございます。

今年は70回ということで、宣伝をさせていただきますが、後ろのページにオープンになります10月7日の開幕フェスティバル、ここには東日本大震災の被災された皆様の鎮魂の意味を込めまして、毛越寺の貫主様自らが舞っていただけます延年の舞、老女の舞をオー

プニングに企画させていただいております。早池峰の神楽もございませう。それから、盛岡四高の合唱の皆様にも出演していただきます。という盛りだくさんの開幕フェスティバルですので、無料でございますので、ぜひこのチラシは皆様にお配りいただいて、PRをしていただけたらと思ひます。いずれにせよ、全て結果はすぐに出ないと思ひますので、長い目で岩手県の芸術文化の発展を新たな道筋につなげていけたらと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○佐々木民夫会長 では、佐藤委員、お願ひいたします。

○佐藤由紀男委員 文化財保護審議会委員の立場で出席をしていますので、文化財の関係ということになります。文化財は保存と活用が重要で、特に文化振興と関係してくるのは活用ですが、文化財の活用というのは基本的には文化財を理解していただく、そしてそれを理解しながら活用していただくことになっていくわけで、理解していただくこと自体が文化財を大事にして後世に伝えていくという保存と関係するわけですから、両輪というよりも1つのところに2つの輪がついているというような形になるかと思ひますね。

文化芸術の担当は教育委員会から知事部局に移ったわけですがけれども、今後も引き続き教育委員会と連携をしながら学校教育、社会教育、文化財との関係を深めていただきたいと思います。また各広域振興局に文化スポーツ振興の特命課長が配置されたということですので、市町村の教育委員会の文化財ですとか、学校教育ですとかにより近い立場だと思ひますので、連携しながら文化振興全体をやっていただければ文化財にかかわる者としては大変ありがたいと思ひます。

以上です。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。

では、最後ですが、坂田委員、お願ひいたします。

○坂田裕一委員 幾つかの視点でお話をさせていただきたいですが、先ほども板垣さんから三陸国際芸術祭の話がありまして、それについてその効果というのが民俗芸能とコンテンポラリーダンスの融合というふうなところまで行き着いたということなのですが、最初被災地支援で踊りに行こうぜが習いに行こうぜに変わって、アーティストがその地域に入って行って民俗芸能のよさを体験し、民俗芸能がコンテンポラリーダンスという、岩手県では全く理解する人が少ないジャンルとの交流を深めて行って、それができていったわけです。そういうことを考えていたときに、アーティスト・イン・レジデンス、つまり表現者がその地域に住んで表現活動をやって地域の表現を高めていくという活動の重要性とい

うものが、これからもどんどん高くなっていくのだろうなというふうに思います。

それから、もう一点、文化会館ですが、私たち今まで文化会館というと鑑賞と発表の場というふうに捉えがちで、文化会館の職員もどう舞台作品を買ってくるか、どう市民を参加させるかという視点に絞られてきたような感じがします。ただ、これから持続可能な文化芸術の地域をつくっていくためには、創造と育成と交流という視点を持たないと文化会館は生きていけないだろうなと思います。今小さな美術館であるとか、小さなホールが大型の芸術鑑賞ができないということで創造と育成と交流をやっています。そういった中で、大型の文化会館もその方向に転換していかなければいけないのではないかと、新たな人材づくりをしていく必要があるのではないかと思います。集客の数を競うのではなくて、そこに何が起きたか、何がつくられたかということの評価というのも大切になってくるのではないかなと思います。

最後に、MACHIART2017町家のアート動物園というチラシを配っているのですが、これも、これは私どもの法人が運営しているもりおか町家物語館が行う企画なのですが、障がい者のアートについても着目した企画なのですね。その過程で大分議論したのですが、これから岩手県でもそれに取り組む中で、障がい者のアートをどう評価していくかという視点がまだまだ確立されていないような気がします。障がい者のアートについては、私全く素人なので聞いてもよくわからないところがあるのですが、いつ、どこかでこの障がい者のアート、議論され、どうなっていくのかというのをもっともっと広い範囲の中で明らかにしていただければありがたいなと思っています。

以上です。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。時間を制限させていただいて恐縮でしたけれども、委員の皆様から貴重なご意見、ご提言をいただきました。私が申し上げるのはあれですけども、県の方々十分お聞きとめいただけたかと思っていますので、それらを含めて、委員の方々から出てきましたように、先ほどの説明にあったように今度国の施策を受けて県で取り組んでいく、いわば文化の基本計画というものをどういう形にしつらえていくのかということが、多分期待値が高いものとして委員の方々から意見が出たかと思しますので、その点含めてお考えいただければと思っております。

私が申し上げることではないですけども、岩手の文化芸術について、私はもっと自信、変な意味ではなくて自信持っていていいのではないだろうかなと。しかも、その文化芸術の振興とかいろんな考えるときに、どこかに追いつかなければとか、全国と一緒に並ばな

ければいけないというふうな、そういうものがどこか見えてきていて、何か真面目なものですから、つくとほかとも同じようなものがいっぱいできてきて、何でもしなければということだと思うのですが、むしろ私などはもっと重点化して、重点というか、まさに岩手らしさって何なのだろうかと考えること自体が文化芸術の新たな創造なのではないだろうかと思っております。多分文化芸術というのは、もうけとかそういうふうな、もうけという言葉変ですけども、何か高い数値はここまで行けば達成だというものがないのが文化芸術かと思えます。その場合に一番難しいことなのだと思いますけれども、先ほど皆さんの中からも意見が出たように、やはり岩手の文化芸術考えたりスポーツ等考えるときに、外からの目とか声と内にあるものとどう関係させていくのか。大事なのはやっぱり外からの目や声でしょうし、それと同時に内にあるものとして持っているものを、さっきの情報大事典にどうしつらえていくのかと、前にも話しましたように、あれ全てではないわけでも入り口としてどこまで見せるのか、見えてくるのかと、誰が受け手なのかということも含めて、外と内の中で文化芸術あるいはスポーツも含めたものを考えていくことが、地域の振興にも大きくつながっていくことだと思います。私が言うことではないけれども、大震災の後、文化芸術がいかに大事であるかというのが極めて大事なものとして国民の各サイドから語られていますので、もう一度6年たって今後のところで県のほうでもさまざまな施策の中で考えていただければ、審議会の委員の方たちの意見を受けとめていただくことになるのではないかなと、少し口幅ったい言い方ですけども、そんな形で感じました。

どうもありがとうございました。以上で審議自体は終わりますので、進行を事務局にお返しします。

6 閉 会

○中里文化振興課総括課長 委員の皆様、大変熱心にご審議、ご意見を頂戴しましてありがとうございました。また、進行をいただきました佐々木会長、ありがとうございました。

佐々木会長からもお話がありましてとおり、現委員の任期ですが、最後の審議会の予定でございます。ここで上田文化スポーツ部長から御礼を申し上げたいと思います。

○上田文化スポーツ部長 本日は熱心な議論を頂戴いたしましたけれども、幅広い観点からさまざまな貴重なご意見、ご提言をしていただきました。この場をお借りしましてまた改めまして御礼を申し上げます。

委員の皆様には、28年5月からの2年間になるのですけれども、それぞれのお立場から貴重なご意見、ご提言たくさん頂戴いたしました。大変ありがとうございます。

もう時間限られておりますので、何かしゃべりたいなと思ったことあるのですけれども、1つだけお話し申し上げます。私どもの説明でも触れさせていただきましたが、法改正がありました。やはり見方というのは時代によって変わってくる場面もございましょう。そもそも文化というのは、人と社会とのかかわりの中で生まれ、そして生まれてくるものですから、やはり社会が変わってまいりますと、そういったものでは若干の変化は出てくるわけです。そういったことも踏まえて法改正が行われたのだというふうに言われておりますが、これから私どもの県で何をするかということが求められております。それを皆様に明らかにしていく必要もございます。それから、身近なところでは今の時期が平成30年度、どうやって施策を展開していくかというところの方向づけをする時期になっております。おかげさまでこの4月から文化スポーツ部立ち上げさせていただきました。その中では、我が部として初めてその施策を展開し予算に反映するという機会になります。頂戴した貴重なご意見、ご提言、十分に生かさせていただいて来年度につなげていきたいというふうに思っております。

本当にありがとうございます。当部といたしましても、引き続き文化芸術の振興に力を注いでまいりますので、今後とも県政運営に関しましてご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

○中里文化振興課総括課長 それでは、これをもちまして本日の審議会を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。